

入札公告

(郵便入札方式)

肝炎医療費助成システムデータエントリー等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和6年3月19日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名 肝炎医療費助成システムデータエントリー等業務委託
- (2) 予定数量 年間108日以内
- (3) 業務の内容 入札説明書による
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

2 郵便のみの入札とする。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 当該業務の性質上、情報を適切に管理し機密を保持するための包括的な取り組みを実施している業者を選定することが必要であることから、一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における ISMS（JIS Q 27001 : 2014（ISO/IEC 27001 : 2013））認証を取得している者又は同協会のプライバシーマークの付与を受けている者若しくは個人情報又は情報資産の取扱いが適切であることについて第三者機関の認定等を取得している者であること。
- (5) この公告の時点から過去3年以内に、本公告に示した仕様書に定める仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (6) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格申請書（様式1）に、上記2の（4）から（7）に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられないので注

意すること。

(1) 提出期間

令和6年3月19日(火)から令和6年3月25日(月)(土、日、祝日を除く)まで

(2) 提出場所

郵便番号960-8670

福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部感染症対策課

電話 024-521-8657(直通)

(3) 提出方法

一般書留又は簡易書留いずれかの郵便方法により行うものとし、令和6年3月25日(月)午後4時30分まで必着とする。

5 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記4の(2)に同じ。

(2) 入札及び開札の日時

令和6年3月29日(金)午後5時

(3) その他

郵便による入札とするため、一般書留又は簡易書留いずれかの郵便方法により行うものとし、令和6年3月29日(金)午後4時30分までに、4(2)に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額に上記1の(2)に掲げる予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額に上記1の(2)に掲げる予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

9 その他

(1) 入札方法

入札書には、データエントリー等業務1日当たりの単価を記載すること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、その代金の支払いは、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、業務日数に契約金額を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札書には、契約希望金額を記載すること。

(2) 落札者の決定方法

データエントリー等業務1日当たりの単価が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(3) その他

詳細は、入札説明書による。

(4) 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。